

中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・二七、改正昭五五・五・二七、平成二・五・一六、平三・五・三三、平一〇・五・一四、平一一・五・一三、平一二・五・一五)

第一条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学学
員会の支部とする。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第二条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人
中央大学（以下「中央大学」という。）の興隆と司
法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与すること
を目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の
事業を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申す
ること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事業

第四条 本会に、次の二種の会員を置く。

一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法

律学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び

司法試験合格者、又は外国の法曹で本会
の目的に賛同して入会した者。

2 本会の会員として入会しようとする者は、常任幹
事会の承認を得なければならない。

第四条の二 会員は、幹事長に届け出て、退会するこ
とができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事会
の議決によりこれを退会させることができる。

一 法曹の品位を失うべき非行があったとき

二 本会の秩序をみだしたとき

第五条 本会に、次の役員を置く。

一 幹事長 一名

二 副幹事長

十三名

三 常任幹事

百名以内

四 幹事

千名以内

五 会計監事

三名以内

第六条 幹事及び会計監事は、総会において選任する。

但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹事の互選による。

但し、副幹事長八名は、支部が選出した候補者の中から選任する。

第七条 役員の任期は、二年とする。但し再選を妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長の

諮問に応ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第九条 幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年五月中に幹事長が招集する。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3 幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名により行う。

5 議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は、年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第十三条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条の二 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第十四条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は、総会において、出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

第十七条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

4 支部長は、第六条第二項但書で選出された本会の副幹事長を兼務する。

5 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したことをする。

第十八条 定時支部長会議は、幹事長、副幹事長、支部長をもって組織し、年一回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 幹事長は、支部長三名以上の連署による請求を受

けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、幹事長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

附則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第一条第二項及び第一三条の二の改正規定は、平成二年五月一六日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二三日から施行する。

附則

第四条第一項、第四条の二、第五条第三号、同第四号、第十四条の改正規定は、平成一〇年五月一四日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成一一年五月一三日か

ら施行する。

附 則

第五条第二号、第六条第二項但書、第十七条第四項並びに第五項の改正規定、第十八条の新設規定は、平成十三年五月一五日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならぬ。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第六条第一項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は、左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

- 一 東京弁護士会所属会員中より 二五〇名以内
- 二 第一東京弁護士会所属会員中より一二五名以内
- 三 第二東京弁護士会所属会員中より一二五名以内
- 四 都内各裁判所所属会員
(判事出身の公証人を含む) 中より 四〇名以内
- 五 都内各検察庁所属会員
(検事出身の公証人を含む) 中より 四〇名以内
- 六 その他の正会員または準会員の中より 二二〇名以内

七 左記の各支部(分会を含む。)所属会員中より 四〇〇名以内

1 関 東 支部(仮称) 若干名

2 関西(近畿)支部(仮称) 若干名

3 中部支部(仮称) 若干名

4 中国支部(仮称) 若干名

5 九州支部(仮称) 若干名

6 東北支部(仮称) 若干名

7 北海道支部(仮称) 若干名

8 四国支部(仮称) 若干名

第三条 削除(昭和五五年六月一日施行)

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第二条各号の改正規程は、平成一〇年五月一四日から施行する。

附則

第二条第七号の新設規程は、平成一三年五月一五日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第一条 中央大学法曹会事務局(以下「事務局」という。)に次の職員を置く。

一 事務局長 一名

二 事務局次長 若干名

第二条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附則

この規則は、平成二年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

第一条（趣旨）

この規程は、中央大学法曹会会則（以下「本会会則」という）第十四条第二項に基づき、会費の納入について定める。

第二条（会費）

一 会員の会費は、年額金三、〇〇〇円とする。

但、入会後一年目の会員の会費は無料とする。

尚、本会会則第十七条に基き設置された支部（以下「支部」という）に所属する会員の会費は、支部において定めるものとする。

二 前項にかかわらず、役員（本会会則第五条記載の者）の会費は、年額金一〇、〇〇〇円とする。

但、入会後一〇年未満の役員の会費は年額金五、〇〇〇円とする。

第三条（納入の時期・方法）

一 会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

二 支部は、その支部に所属する会員の会費を支部

の責任で徴収したうえ、その徴収した会費のうち、幹事長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。

三 前項にかかわらず、支部は支部所属会員に対する会費徴収業務を幹事長と支部長の合意に基づき、本部に委任できるものとする。その場合、幹事長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金額のうち支部に送金する額を定める。

第四条（改正）

この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附則

この規則は、平成九年二月四日から施行する。

附則

第二条の改正規則は、平成十三年五月十五日から施行する。

附 則

平成十六年十一月二十五日幹事会において改正した部分の規則は、平成一十七年一月一日から施行する。

附 則

第二条の改正規則は、平成十九年五月十一日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

第一条（趣旨） この規程は、中央大学法曹会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第十条七条第一項に基づき、本会の支部の設置について定める。

第二条（支部の設置） 本会の幹事会の承認を経て、一定の地域毎に支部を設置することができる。

第三条（会員） 支部は、当該地域内に住所又は勤務場所を有する左記の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したことをとする。

1 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律講義を担当している講師以上の者。

2 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

第四条（支部長） 支部長は、所属各支部の推薦に基づき幹事長が委嘱する。

2 支部長は、幹事長にその支部の役員の氏名を届け出る。

第五条（会費）

一 支部の会費は、会費規則第二条第一項但書に基づき支部において定める。

二 支部は前項に基づき定めた会費を、支部所属会員から徴収したうえ、その徴収した会費のうち、幹事長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。

三 前項にかかわらず、支部は会費規則第三条第三項に基づき、会費徴収業務を本部に委任することができる。その場合、幹事長と支部長協議の上、当該

支部会員が本部へ納入した金員のうち支部に送金する額を定める。

第六条（会則等の準用） 支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

第七条（改正） この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

附則

この規程は、平成一三年五月一日から施行する。

附則

平成一六年一月二五日幹事会において改正した部分については、平成一七年一月一日から施行する。

2 旧第七条に基づいて既に設置されている府県単位の分会については、それを支部とみなす。

毎年度司法試験合格者に対する象牙印鑑贈呈等の内規

第一条（目的）

中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、中

央大学在学生及び卒業生にして、施行年度において司法試験第二次試験に合格した者に対して、中大法曹としての自覚を促し、その象徴として象牙印鑑を贈呈することによって、中大法曹としての誇りと榮譽を讃え、今後、後進の指導等の中央大学の新たな発展に寄与することを期待して本内規を創設する。

第二条（贈呈方法）

本会執行部は、大学または学会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者を駿河台記念館に招待し、前条の印鑑を贈呈する。

第三条（印刻）

前条の印鑑を受領した合格者は、交付当日、贈呈式に出席している印章店に対して、自己の希望する書体の印刻を無料にて注文することができる。

第四条（費用）

本会執行部は、毎年はじめ凡そ一〇〇個の予算を計上しておくものとする。

第五条（附則）

本内規は、平成一〇年五月から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

第一条（目的）

中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続くとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讀え、母校の新たな発展を願ひ、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

第二条（表彰方法）

本会は、中央大学（以下「大学」という。）が毎年三月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。

第三条（選考方法）

大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

第四条（表彰内容）

第二条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

第五条（施行）

本内規は、平成一一年三月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程

平成一五年三月 四日 会則検討委員会承認

平成一五年五月一日 定時総会承認予定

第一条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び會員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第二条 顧問、参与、幹事長、副幹事長及びその経験者の死去の際は、生花又は花環一個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる會員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第三条 會員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環一個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる會員又は會員以外の役員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第四条 幹事長は、前二条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、前二条に準じ弔慰を表することが出来る。

第五条 會員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈ることが出来る。

第六条 會員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることが出来る。

2 會員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第七条 幹事長は、前二条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、祝電を贈ることが出来る。

附則

この規程は、平成一五年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第一条 本会に、人事委員会（以下「本委員会」といふ）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本会が学校法人中央大学、中央大学学生会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|----|
| 一、東京弁護士会ブロック | 四名 |
| 二、第一東京弁護士会ブロック | 二名 |
| 三、第二東京弁護士会ブロック | 二名 |
| 六、裁判所、公証人ブロック | 一名 |
| 七、検察庁、公証人ブロック | 一名 |

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再選を妨

げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員長一名を置く、必要に応じ副委員長若干名を置くことができる。

委員長及び副委員長は、委員で互選する。

委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代わる。

(会議)

第六条 本委員会は、第二条の目的を達成するため随時招集し、審議答申する。

(幹事長等の出席)

第七条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

付則

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

(設置)

第一条 本会に、法職教育検討委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会推薦の

中央大学法職講座運営委員会委員

二名以内

二、中央大学法曹会推薦の

中央大学司法特設講座担当講師

六名以内

三、東京弁護士会ブロック

八名以内

四、第一東京弁護士会ブロック

四名以内

五、第二東京弁護士会ブロック

四名以内

六、裁判所ブロック

二名以内

七、検察庁

二名以内

(委員長、副委員長)

第四条 委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条第一号及び第二号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、一年毎に半数を改選する。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(委員会)

第六条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招集する。

附 則

この規程は、平成六年二月九日から施行する。

中央大学法曹会大学問題委員会規則

(設置)

第一条 本会に、大学問題委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会会則第三条第一号に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会選出の

学校法人中央大学評議員

若干名

二、東京弁護士会ブロック

二四名以内

三、第一東京弁護士会ブロック

十一名以内

四、第二東京弁護士会ブロック

十一名以内

五、裁判所ブロック

二名以内

六、検察庁、公証人ブロック

二名以内

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 委員長は、会議を主催し、副委員長は、補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、委員長の指名により選出する。

(委員会)

第六条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長は、一〇名以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく委員会を招集しなければならない。

(事務局)

第七条 本委員会に、事務局担当者を置き、委員会の設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員

会の事務局担当者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、平成六年三月三日から施行する。

中央大学法曹会会則検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に、会則検討委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一〇人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各一名を選出する。委員長は、会議を主

催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(細則)

第六条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。付則本規則は、平成六年三月三日から施行する。

中央大学法曹会広報委員会規則

(設置)

第一条 本会に、広報委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会の会報・ニュース等を編集・発行し、本会員らに配布し、その他本会の広報活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一五名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により委員長一名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

第六条 本委員会は、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局員若干名を置く。

3 事務局員は、委員長が委嘱する。

付 則

本規則は、平成一二年五月一二日から施行する。

(経過措置)

本規則制定以前からの委員の任期は、第四条の定めにかかわらず、平成一三年の本会幹事会において新委員が選任される日までとする。

中央大学法曹会進路指導対策委員会規則

(設置)

第一条 中央大学法曹会(以下「本会」という)に進路指導対策委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、学校法人中央大学及び中央大学学生会と連繋して、新・旧司法試験合格者の進路指導対策に取り組み、以て本会の組織拡充を図ることを目的とする。

(指導対象者)

第三条 前条の進路指導対象者は左記の者とする。

一 中央大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

二 中央大学出身の旧司法試験合格者

三 中央大学出身で他大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

(本委員会の構成)

第四条 本委員会の委員は、一〇〇名以内とし、本会幹事会において選任する。

2 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|-------|
| 一 東京弁護士会ブロック | 三〇名以内 |
| 二 第一東京弁護士会ブロック | 一六名以内 |
| 三 第二東京弁護士会ブロック | 一六名以内 |
| 四 裁判所ブロック | 六名以内 |
| 五 検察庁ブロック | 六名以内 |
| 六 地方支部ブロック | 二〇名以内 |
| 七 本会幹事長が指名する者 | 六名以内 |

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、一年毎に半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第六条 本委員会は、委員の互選により委員長一名、

副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(意見の聴取)

第七条 本委員会は、必要に応じて中央大学法科大学院関係者、本会関連委員会委員等、本委員会の運営に資する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第八条 本委員会に事務局担当者置き、本委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

附 則

1 本規則は、平成一八年一月三日から施行する。

2 第五条の規定にかかわらず、本規則施行の際、最初に選任される委員のうち半数の委員の任期は一年とし、その余の委員の任期は二年とする。

中央大学法曹会福岡支部会則

第一条 本会は中央大学法曹会福岡支部と称する。本会の事務所を福岡市内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学法曹会支部である中央大学法曹会（以下「本部会」という）の分会として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

(一) 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

(二) 福岡地方における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告する。

(三) 研究会、講演会及び座談会の開催

(四) その他必要と認める事業

第四条 本会は福岡地方裁判所管轄地内に住所又は勤

務場所を有する下記の者を持って組織する。

記

正会員 中央大学法曹会である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者。

準会員 中央大学の法曹会である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛

同して入会した者。

二 本会会員は当然に本部会の会員となる。

第五条 本会に次の役員を置く。

(一) 支部長 一名

(二) 副支部長 四名以内

(三) 連絡担当幹事 一名。但し、支部長が兼任することを妨げない。

(四) 会計担当幹事 一名

(五) 幹事 若干名

(六) 会計監事 二名以内

第六条 支部長、副支部長、幹事及び会計監事は総会において選任する。連絡担当幹事及び会計担当幹事は幹事の中から役員会で選任する。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

2 顧問及び参与は、本会の管理運営につき、随時その諮問に應えるほか、役員会に出席して意見を述べることができる。

第九条 支部長は本会を代表し会務を掌理する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時は予め定めた順序により職務を代行する

3 連絡担当幹事は、本部会並びに本会会員相互間の事務連絡に努めなければならない。

4 会計担当幹事は、本会の会計を行う。

5 支部長、副支部長、連絡担当幹事、会計担当幹事及び幹事は、役員会を構成し、所定の職務を行うも

のとする。

6 会計監事は、本会の会計を監査するものとし、役員会に出席して意見を述べることができる。

第一〇条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年六月中に支部長がこれを招集する。

2 支部長が必要ありと認めたときは臨時総会を招集することができる。

3 支部長は、一〇名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

4 総会の議長は支部長がこれに当たる。

5 総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第一一条 役員会は年二回以上支部長の招集によりこれを開く。

2 支部長は、過半数に当たる役員から請求を受けたときは、遅滞なく役員会を招集しなければならない。

3 役員会において支部長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本部会から求められた事項、本会の役員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役

職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 本会が必要に応じて、役員会の議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、役員会においてこれを定める。

第十三条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会費は役員会の議を経て別に定める。

第十四条 本会の会計年度は毎年六月一日より翌年5月末日までとする。

2 予算及び決算は、役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第十五条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附 則

この会則は、平成一五年七月二五日から施行する。

中央大学法曹会広島支部会則

第一条 本会は中央大学法曹会広島支部と称し、「中央法曹広島支部」と略称する。

2 本会は、本会事務所を広島市内に置く。

第二条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学法曹会支部である中央大学法曹会（以下「本部」という。）の支部として学校法人中央大学（以下「中央大学」という。）の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事業

第四条 本会は、広島地方裁判所管内に住所又は勤務場所を有する者で次の二種の会員をもって組織する。

一 正会員 中央大学法曹会である法曹又は大学の法学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の法曹である司法修習生及び司法試験合格者、又は、外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

2 本会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

3 本会会員は、当然に本部会員となる。

第五条 本会に、次の役員を置く。

一 支部長 一名

二 副支部長 三名以内

三 連絡担当幹事 一名

但し、支部長が兼任することを妨げない。

四 幹事 若干名

五 会計監事

二名以内

第六条 幹事及び会計監事は、総会において、選任する。

2 支部長、副支部長及び連絡担当幹事は、いずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会の議を経てこれを委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき随時その諮問に應えるほか、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第九条 支部長は、本会を代表し皆無を掌理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 連絡担当幹事は、本部並びに本会会員相互間の事

務連絡を行う。

4 支部長及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行う。

5 会計監事は、本会の会計を監査し、幹事会に出席し、意見を述べるができる。

第十条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年四月中に支部長が招集する。

2 支部長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3 支部長は、一〇名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを召集しなければならない。

4 総会の議長は、支部長がこれに当たる。

5 総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は、年二回以上支部長の招集によりこれを開く。

2 支部長は、過半数に当たる幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、支部長が議長となり、本会の運営上重

要な事項及び本部から求められた事項、中央大学の理事、監事、評議員、商議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 本会は、必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会費は、幹事会の議を経て別に定める。

第十四条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第十五条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附 則

この会則は、平成一六年一月二日から施行する。

中央大学法曹会北陸支部会則

第一条 本会は中央大学法曹会北陸支部と称する。本会の事務所を金沢市内に置く。

2 その他、必要があるときは、必要な区域に別途事務所に置くことができる。

第二条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、中央大学法曹会（以下「本部会」という）北陸支部として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二 北陸三県（福井県、石川県、富山県）における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を収集し、本部会に報告する。

三 研究会、講演会及び座談会等の開催

四 その他必要と認める事業

第四条 本会は北陸三県内に住所又は勤務場所を有する下記の者をもって組織する。

一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上のもの

二 準会員 中央大学学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者

2 本会会員は当然に本部会の会員となる。

第五条 本会に次の役員を置く。

一 幹事長 一名

二 副幹事長 三名

三 連絡担当幹事 一名（但し、副幹事長が兼任する。）

四 幹事 若干名

五 会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任し、幹

事長、副幹事長及び連絡担当幹事は幹事の互選による。

2 幹事及び会計監事は、相互に兼ねることができない。

第七条 役員の任期は、二年とする。但し、補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第八条 役員にして、役員としてふさわしくない行為があつたときは、総会の議決により解任することができる。

第九条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

2 顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応える他、幹事会に出席して意見を述べる
ことができる。

第十条 幹事長は、本会を代表し、会務を掌握する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は予め定めた順序により職務を代行する

3 連絡担当幹事は、本部会並びに本会会員相互間の事務連絡に努めなければならない。

4 幹事長、副幹事長、連絡担当幹事及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行うものとする。

5 会計監事は、本会の会計を監査するものとし、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第十一条 本会の会議は、総会と幹事会とする。総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年四月に幹事長がこれを招集のうえ開催する。

2 幹事長が必要ありと認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3 幹事長は、七名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

4 総会の議長は幹事長がこれにあたる。

5 総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十二条 幹事会は、年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、過半数にあたる幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会の議長は、幹事長がこれにあたり、本会の運営上重要な事項及び本部会から求められた事項、本会の役員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

4 幹事会の議事は、出席幹事の過半数の同意をもって決する。

第十三条 本会は、必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十四条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 会議に出席した会員の数又は幹事の氏名

三 決議事項

2 議事録には、それぞれの会議において選出された議事録署名人が署名捺印しなければならない

第十五条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会費は、幹事会の議を経て定める。

第十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十七条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附 則

この会則は、平成一五年四月一日から施行する。

中央大学法曹会四国支部会則

第一条 本会は中央大学法曹会四国支部と称し、「中大法曹四国支部」と略称する。

本会の事務所を幹事長の事務所に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学学生会支部である中央大学法曹会（以下「本部会」という）の支部として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、四国地方における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告する。

三、研究会、公演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は高松高等裁判所管轄地内に住所又は勤務場所を有する以下の者をもって組織する。

本会会員は当然に本部会の会員となる。

記

(一) 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者

(二) 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者

第五条 本会に次の役員を置く。

一 幹事長 一名

二 連絡担当幹事 一名 但し、幹事長が兼任することを妨げない。

三 幹事 若干名

四 会計監事 二名以内

役員は四県持ち回りとする。

第六條 幹事及び會計監事は總會において選任する。

幹事長は幹事の互選による。

第七條 役員の任期はすべて一年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八條 本會に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は總會の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本會の管理運営につき隨時その諮問に應えるほか、幹事會又は常任幹事會に出席して意見を述べることができる。

第九條 幹事長は本會を代表し会務を掌理する。

連絡担当幹事は、本部會並びに本會會員相互間の事務連絡に努めなければならない。

幹事長及び幹事は、幹事會を構成し、所定の職務を行うものとする。

會計監事は本會の會計を監査するものとし、幹事會に出席して意見を述べることができる。

第十條 總會は定時と臨時とに分ち、定時總會は毎年

十一月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時總會を招集することができる。

幹事長は、十名以上の會員が會議の目的たる事項を示して臨時總會の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

總會の議長は幹事長がこれに當たる。

總會の議事は出席會員の過半数によって決する。

第十一條 幹事會は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、過半数に當る幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事會を招集しなければならない。

幹事會において幹事長が議長となり、本會の運営上重要な事項及び本部會から求められた事項、本會の會員を中央大學の理事、監事、評議員その他並びに中央大學學員會の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二條 本會は必要に應じて、幹事會の議を経て委員會を置くことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十四条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は、幹事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第十五条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附 則

この会則は、平成十二年四月二日から施行する。

中央大学法曹会大阪支部会則

第一条 本会は中央大学法曹会大阪支部と称し、「中央大学法曹大阪支部」と略称する。

本会の事務所を大阪市内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学学生会支部である中央大学法曹会（以下「本部会」という）の支部として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、大阪地方における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告する。

三、研究会、後援会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は大阪高等裁判所管轄内に住所又は勤務場所を有する下記の者をもって組織する。

本会会員は当然に本部会の会員となる。

記

(一) 正会員 中央大学学生である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者

(二) 準会員 中央大学の学生である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者

第五条 本会に次の役員を置く。

一 幹事長 一名

二 副幹事長 三名以内

三 連絡担当幹事 一名 但し、幹事長は副幹事長が兼任することを妨げない。

四 幹事 若干名

五 会計監事 二名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。

幹事長、副幹事長及び連絡担当幹事は幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は管理運営につき随時その諮問に応えるほか、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条

一 幹事長は本会を代表し会務を掌理する。

二 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、予め定めた順序によりその職務を代行する。

三 連絡担当幹事は、本部会と本会の事務連絡を行うものとする。

四 幹事長、副幹事長、連絡担当幹事及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行うものとする。

五 会計監事は本会の会計を監査するものとし、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年四月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたときは随時総会を招集することができる。

幹事長は、十名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

総会の議長は幹事長がこれに当たる。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長か、過半数に当る幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び中央大学学会の役員の各候補者

に推薦する事項を議決する。

第十二条 本会は必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十四条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第十五条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附則

この会則は、平成十三年二月十六日から施行する。

中央大学法曹会神奈川支部会則

第一条 本会は中央大学法曹会神奈川支部と称する。

本会の事務所を横浜市内に置く。

記

務場所を有する下記の者をもって組織する。

第二条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、中央

大学学員会支部である中央大学法曹会（以下「本部

会」という）の分会として中央大学の興隆と司法の

発展に寄与することを目的とする。

正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律学
を教授している講師以上の者。
準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の行事

を行う。

試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的
に賛同して入会した者。

(一) 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申す

る。

第五条 本会に次の役員を置く。

(二) 神奈川地方における高等学校その他教育関係機

関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告

する。

(三) 連絡担当幹事 一名。ただし、支部長が兼任す

ることを妨げない。

(三) 研究会、講演会および座談会の開催

(四) その他必要と認める事業

(四) 会計担当幹事 一名

(五) 幹事 若干名

第四条 本会は横浜地方裁判所管轄地内に住所又は勤

(六) 会計監事 二名以内

第六条 支部長、副支部長、監事及び会計監事は總會

において選任する。連絡担当幹事及び会計担当監事は幹事の中から役員会で選任する。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は總會の議を経てこれを委嘱する。

2 顧問及び参与は、本会の管理運営につき、随時その諮問に應えるほか、役員会に出席して意見を述べることができる。

第九条 本支部長は本会を代表し会務を掌理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは予め定めた順序により職務を代行する。

3 連絡担当幹事は、本部会並びに本会会員相互間の事務連絡に努めなければならない。

4 会計担当幹事は、本会の会計を行う。

5 支部長、副支部長、連絡担当幹事、会計担当幹事及び幹事は、役員会を構成し、所定の職務を行うも

のとする。

6 会計監事は、本会の会計を監査するものとし、役員会に出席して意見を述べることができる。

第一〇条 總會は定時と臨時とに分ち、定時總會は毎年六月中に支部長がこれを招集する。

2 支部長が必要ありと認めたときは臨時總會を収集することができる。

3 支部長は、一〇名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時總會の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

4 總會の議長は支部長がこれに当たる。

5 總會の議事は出席会員の過半数によって決する。

第一条 役員会は年二回以上支部長の招集によりこれを開く。

2 支部長は、過半数に当たる役員から請求を受けたときは、遅滞なく役員会を招集しなければならない。

3 役員会において支部長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本部会から求められた事項、本会の役員を中央大学の理事、幹事、評議員その他の役

職員並びに中央大学学員会の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 本会が必要に応じて、役員会の議を経て委員会を置くことができる。

二 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、役員会においてこれを定める。

第十三条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

二 会費は役員会の議を経て別に定める。

第十四条 本会の会計年度は毎年六月一日より翌年五月末日までとする。但し、初年度は平成一七年三月一日から同年五月三十一日までとする。

二 予算及び決算は、役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第十五条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

付則

この会則は、平成一七年三月一日から施工する。

中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則

平成一五年三月 四日 会則検討委員会承認

平成一五年五月一五日 定時総会承認予定

(設置)

第一条 本会に、機構改革実行特別委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を実行、推進し、その他本会の組織拡大に必要な諸活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は二〇名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により委員長一名を置き、必要に応じ委員長代行一名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

(委員会)

第六条 本委員会は定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集し、議長となる。

(幹事長等の出席)

第七条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第八条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名

する。

付 則

本規則は、平成一五年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会募金実行委員会規則

(平成一三年一月四日制定)

第一条 正副委員長は任期三年とする。

第二条 委員長は事務局を設置することができる。
事務局員の任期は三年とする。

第三条 期別責任者は三年毎に見直すものとする。

第四条 委員長は、少なくとも三ヶ月に一回委員会を
招集する。

委員長が故障ある時は副委員長が招集する。

第五条 期別責任者は随時会合を開き、募金の推進を
はからなければならない。

右会合の結果、募金の推進の結果について事務局
長に少なくとも二ヶ月に一度文書を以って報告しな
ければならない。

第六条 委員会は平成二十四年三月末を以って解散す
る。

中央大学法曹会テミスを育む会 運営委員会規則

平成一五年三月 四日 会則検討委員会承認

平成一五年五月一五日 定時総会承認予定

(設置)

第一条 本会に、テミスを育む会運営委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学及び本会大学問題委員会と協力しながら、中央大学関係司法試験受験生を物心両面から支援するとともに、中央大学法科大学院の設立・運営に協力し、同法科大学院の学生の勉学を支援することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は二〇名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨

げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により委員長一名を置き、必要に応じ委員長代行一名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

(委員会)

第六条 本委員会は委員長がこれを招集し、議長となる。

(部会の編成)

第七条 本委員会は、その活動内容に従い、随時部会を置くことができる。

(基金の徴収)

第八条 委員会は、委員会の活動に必要と認められるときは、本会幹事会の承認を得て、会員から基金を

募ることができる。

(幹事長等の出席)

第九条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第一〇条 本委員会に事務局担当者置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付 則

1 テミスを育む会の基金は、これを本会に繰り入れ特別会計とする。同特別会計の決算は定時総会の承認を得なければならない。

2 本規則は、平成一五年五月一六日から施行する。